



(太宰府)

福岡・大宰府跡

1 所在地

福岡県太宰府市大字観世音寺字大楠・字不丁

2 調査期間

大楠地区(第一次調査)一九八三年(昭58)一月～一九八四年一月、不丁地区(第八七次調査)一九八四年一月～三月、(第九〇次調査)一九八四年五月～七月

3 発掘機関

九州歴史資料館

4 調査担当者

代表 石松好雄

5 遺跡の種類

官衙跡

6 遺跡の年代

奈良時代～平安時代

7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

一 大楠地区(第一次調査)

大宰府史跡におけるこれまでの発掘調査の結果、政庁地区(都府楼跡)の前面は広場的な性格をもつ空閑地で、それをはさんで、東西

両側には八世紀前半から政庁関連施設が存在したことが明らかになった。便宜的に小字名をとり、東を日吉地区官衙域、西を不丁地区官衙域と称している。

この調査地は不丁地区に西隣し、蔵司地区の南方に当たる。去る昭和四六年度にトレンチによる部分的な調査を実施していたが、太宰府市の観世音寺地区土地画整理事業にともない、昭和五八年度にあらためて約六五五㎡について全面的に発掘調査を行い、これも第一次調査と称している。そのため、一部の遺構は再調査したことになるが、主要な遺構としては柵一条、溝一条、井戸三基などを検出した。なお、溝が調査区の大部分を占めている。

木簡が出土した南北溝SD三二〇については、この南方約一〇〇mの地点で昭和五六年度に実施した第七六次調査でも検出していたが、両調査区における溝心の間には約二mのずれがあり、方位は四五分ほど東にふつている。しかし政庁地区の中軸線も若干ながら東にふつているので、これはそれに合わせた可能性もある。溝は幅一三～一六m、深さ一・四～一・九mで、必ずしも一定していないが、溝心は政庁中軸線から西へ約一九二mに位置する。また不丁地区で検出した南北溝SD二三四〇からは西へ約八七mの位置にあり、これらは北からの排水路であるとともに、不丁地区官衙域の東西を画する施設と考えられる。

出土遺物などからこの溝の存続時期を見ると、開鑿年代は必ずし

も特定できないが、遅くとも八世紀後半代には確実に存在し、十一世紀後半頃まで存続したようである。墨書土器も数点あり、須恵器皿の底部に書かれた「主典」は注目される。

二 不丁地区（第八七・九〇次調査）

調査地は、大宰府政庁地区（都府楼跡）とは県道をはさんでその西南隅に接し、「不丁」という小字名が府庁に音通するので、以前から政庁関連施設の存在が想定されていた地区である。太宰府市の観世音寺地区土地区画整理事業にともない、昭和五七年度の第八三次調査からのべ八次にわたり、この地区の西半部の約六〇〇〇㎡について調査を実施した。

このうち、第八五次調査までについては、すでに一昨年度の『木簡研究』第六号においてその概要を述べたように、多数の掘立柱建物を検出し、この地区を便宜的に不丁地区官衙域と名づけた。

第八七・九〇次調査区は第八三・八四次調査区の北側に接し、区画整理事業との関係から二度に分けて調査した。その結果、掘立柱建物七棟をはじめ、柵三条、溝二条、井戸一基などを検出し、この地区の掘立柱建物は合計二七棟となった。またこれらの建物は方位や重複関係などから大きく四期に分けられ、おおむね八世紀後半から九世紀代にかけてのものと推定される。

木簡はすべて南北溝SD二三四〇から出土したが、この溝は政庁中軸線から西へ約七二mに位置し、幅は六m前後、深さは一m前後

である。またこれはさらに北へ延びているが、第八五次調査で検出した南端部まで総延長一三一・五mを確認したことになる。不丁地区官衙域の東限を画するもので、出土遺物がいずれも八世紀前半代のものであることから、この溝は八世紀前半代に開鑿され、八世紀中葉の天平末年ごろには埋没したと推定される。

この溝からは木簡のほかにも多種多様な遺物が出土したが、墨書土器には「勝万呂」「杵寺」「卍」「政所」などと記されたものがある。このうち「政所」は土師器の坏の外底部に記されているが、政所が大宰府政庁の所司とすれば、これまでそれらの初見史料は長暦二年二月十六日付の「大宰府政所下文案」（『平安遺文』五七五号）と言われているので、これは時代的にかなりさかのぼることになる。

なお、昭和六〇年度末に第八四・八五次調査区にはさまれた地区で第九八次調査を行ない、SD二三四〇の中間部を確認するとともに木簡一二点を検出したが、この調査結果については木簡を含めて現在整理検討中であるので、ここでは割愛する。

8 木簡の釈文・内容

一 大楠地区（第一次調査）

昭和四六年度に五点、昭和五八年度に一〇点が出土したが、このうち一二点は〇八一型式で、他は〇三二型式一点と〇六一型式二点である。文字を見ると、一字以上を判読ないし推読できるものは六点、わずかな墨痕が見えるだけのものが五点、そして残りの四点は

分は残っているが、損傷などのため具体的な文字を想定できないものが一七点、わずかな墨痕が見られるだけのものが一七点、墨痕は見られないが、形状などから木簡ないしその一部と考えられるものが一三点、というように分類できる。

それでは、主要なものについて釈文をかげよう。

- (1) ・「三団兵士^{〔役カ〕}宗形マ刀良早マ赤猪」
 ・「^{〔二カ〕}二人^{〔一カ〕}」 228×36×9 011
- (2) 上目六十^{〔二カ〕} 〔一カ〕
 (142)×37×5 039
- (3) ・^{〔一カ〕}本^{〔一カ〕} 十一月 日田山^{〔一カ〕}人^{〔一カ〕}
 木工^{〔秦人マ山カ〕}孔館仕五日
 木工^{〔木エカ〕}秦人マ遠雲館仕七日 並月八 九年
 月二十^{〔日〕} 十
 目一十年八平天
 (114)×(30)×4 019

- (4) ^{〔十カ〕}一月 田山^{〔一カ〕}
 ・目一十十 (65)×(20)×3 081
- (5) ^{〔下カ〕}神マ足嶋米
 神マ^{〔一カ〕}
 ・月廿六日^{〔一カ〕} (90)×24×3 081
- (6) ^{〔額カ〕}田^{〔一カ〕} 〔一カ〕
 (184)×25×5 019
- (7) 十七大^{〔一カ〕} (176)×22×6 081
- (8) ×兩二分二朱^{〔之カ〕} (101)×(22)×2 081
- (9) 更更 (50)×(11)×2 081
- (10) 及充牛百^{〔充カ〕} 西^{〔西カ〕} (152)×(37)×8 081
- (11) 〔〽〕怡土郡紫草廿根 (110)×21×4 032
- (12) 〔〽〕怡土郡紫草廿× (102)×23×3 039

(13)	「 ∇ 糟屋郡紫草廿根」	128×22×5 032	(21)	進上豊後国海部郡真紫草…… $\square\square\square$ 〔斤カ〕 (70+25)×(15)×2 081
(14)	×屋郡伊賀 $\square\square$ 〔黒米カ〕×	(146)×25×2 081	(22)	「 ∇ 大野加海 ∇ 郡」
(15)	・筑紫 $\square$ 〔滓カ〕 $\square$ 〔郡カ〕 屋 $\square$ 〔前牛カ〕 $\square\square\square\square$		(23)	「 ∇ 大野 $\square$ 」
	・ $\square$	(191)×24×6 019	(24)	「三袋並大分 大 ∇ 」
(16)	・「 ∇ 岡郡全」		(25)	三袋並合志郡大」
	・「 ∇ 一編十根」	91×18×3 032	(26)	「 ∇ 合志郡紫草大根四百五十編」
(17)	・「 ∇ 岡郡 $\square$ 」	101×19×2 032	(27)	「 ∇ 合志 $\square$ 」
	・「 ∇ 一編十」		(28)	「 ∇ 合志」
(18)	「 ∇ 夜須郡天平 $\square$ 〔天カ〕年」	98×18×2 032	(29)	・山鹿郡紫草
(19)	「三井郡庸米六斗」	112×21×5 011		・託 $\square$ 大根
(20)	・「 ∇ 豊前 $\square\square\square\square$ 〔国京都郡カ〕×		(30)	「 ∇ 山鹿 $\square$ 〔山鹿カ〕郡 $\square\square$ 」
	・「 ∇ 平 $\square$ 〔天カ〕 $\square$ 〔年カ〕 $\square$ 〔月カ〕 $\square$ 〔天カ〕 $\square$ 〔年カ〕 $\square$ 〔月カ〕×	(76)×22×7 039	(31)	宅麻」
			(32)	「 ∇ 薩麻国枯根」
				259×44×6 032

(33)	麿嶋六十四斗	(184)×18×3 081
(34)	薩麻穎娃	(88)×15×3 019
(35)	〔〱桑原郡	102×18×3 032
(36)	〔〱大隅郡	105×15×4 032
(37)	〔〱掩美嶋	(50)×19×3 039
(38)	〔〱伊藍嶋□□	(77)×18×4 039
(39)	×毛郡三斤八兩	(168)×20×5 081

以上、出土木簡のうち主要なものについて釈文をかけた。個々についても検討を要する点が少なくはないが、紙幅との関係もあるので、ここでは全体を簡単にまとめておこう。

前回報告した木簡では、紫草関係のものが大きな特徴の一つをなしていたが、今回もそれが目立ち、間接的なものも含めると、関係木簡の合計は一点となり、内容的にもいくつかの新知見を得た。

まずその貢納郡は、筑前国の糟屋・岡賀(遠賀)・加麻の三郡に加えて、筑前国怡土郡、肥後国の合志・山鹿・託麻の三郡、そして豊後国海部郡の計五郡が判明した。豊後国はすでにその正税帳から知られていたが、紫草がかなり広範な地域から貢納されていたことを

示している。またその書式はほぼ共通しているが、(2)だけは大きく異なっている。これがいかなる理由によるのかは明らかでないが、紫草の性格が他と異なることによるのかもしれない。

ところで、紫草を数える単位として、(1)などの根とともに、(2)では編が用いられ、さらに(4)からは一〇根を一編としたことがわかる。これらの木簡は整理保管用の付札と考えられるが、二つの単位が同時に用いられたことは使い分ける必要があったことを示している。資料不足は否定できないが、(1)などでは単に紫草とされているのに対し、(2)では紫草大根とされている点に注目しておきたい。

次に、多くの国郡名ないし地名が見られることも特徴の一つとして指摘できる。その中には習書と推定されるものも含まれているが、西海道九国のうち日向国を除く八国に及んでいる。しかもその多くは付札類であり、大宰府における管内諸国島からの物資の集積状況の一端を示している。大宰府の機能や性格などからすれば、ことさら特記するほどのことではないかもしれないが、諸国島に対する総管機能の一端を示す物証が得られた点は評価できるだろう。なかでも、養老四年まで在地の抵抗が続いた薩摩・大隅両国関係のものが見られることは注目されるし、両国に対する律令制支配の浸透を考える上でも一つの手がかりになるように思われる。また、(13)と(14)、(16)と前回報告した岡賀・遠賀などは郡名表記の変遷を考える場合の事例となるだろう。

そして、特筆されるのは⑦と⑧である。現在地比定は容易でないし、具体的な内容なども明らかでないが、いわゆる南島人がもたらした何らかの「方物」に付けられたものであることは明らかであろう。とすれば、これらは律令国家と南島との交渉、あるいは南島人の来貢のあり方などを考える上で重要な意味をもつと言えるだろう。

9 関係文献

九州歴史資料館『大宰府史跡―昭和五九年度発掘調査概報』（一九八五年）

同『大宰府史跡出土木簡概報（一）』（一九八五年）

（倉住靖彦）

文字資料でサマーセミナー

去る七月二四日～二六日、第一四回古代史サマーセミナーが栃木県鹿沼市で開かれた。その中で「在地社会と文字資料―東国を中心として―」と題して、関東地方の文字瓦・墨書土器・漆紙文書・木簡を題材とした報告が九本準備され、レジュメ集が作られた。

『平城宮木簡 四』の刊行

平城宮跡出土木簡の正報告書としての第四集が刊行された。対象となるのは昭和四一年に宮の東南隅で実施された第三二次補足調査で出土した木簡である。同調査では宮の南を限る大垣の北を流れる東西溝から一万二千点をこえる大量の木簡が出土した。削屑がその大半を占めるとはいえ、式部省で行われる考課・選叙の関係木簡がまとまって出土している。すでに『平城宮発掘調査出土木簡概報』四の中に釈文の一部が略報告されているが、その正報告書にあたる。同調査の一万二千点余の木簡を一冊でまとめることは困難なため、三分冊に分けて刊行することとなり、『平城宮木簡 四』はその第一分冊である。約二千五百点の木簡の写真図版と別冊の「解説」よりなり、「解説」には遺構の概要・考選木簡の分析・釈文等が掲載されている。

奈良国立文化財研究所発行

（コロタイプ 図版一二〇枚 解説A五版・本文四一四頁 一九八六年三月刊 頒価二五、〇〇〇円、〒一、五〇〇円 解説のみ三、六〇〇円、〒四〇〇円）

奈良市橋本町三六番地 榊明新印刷